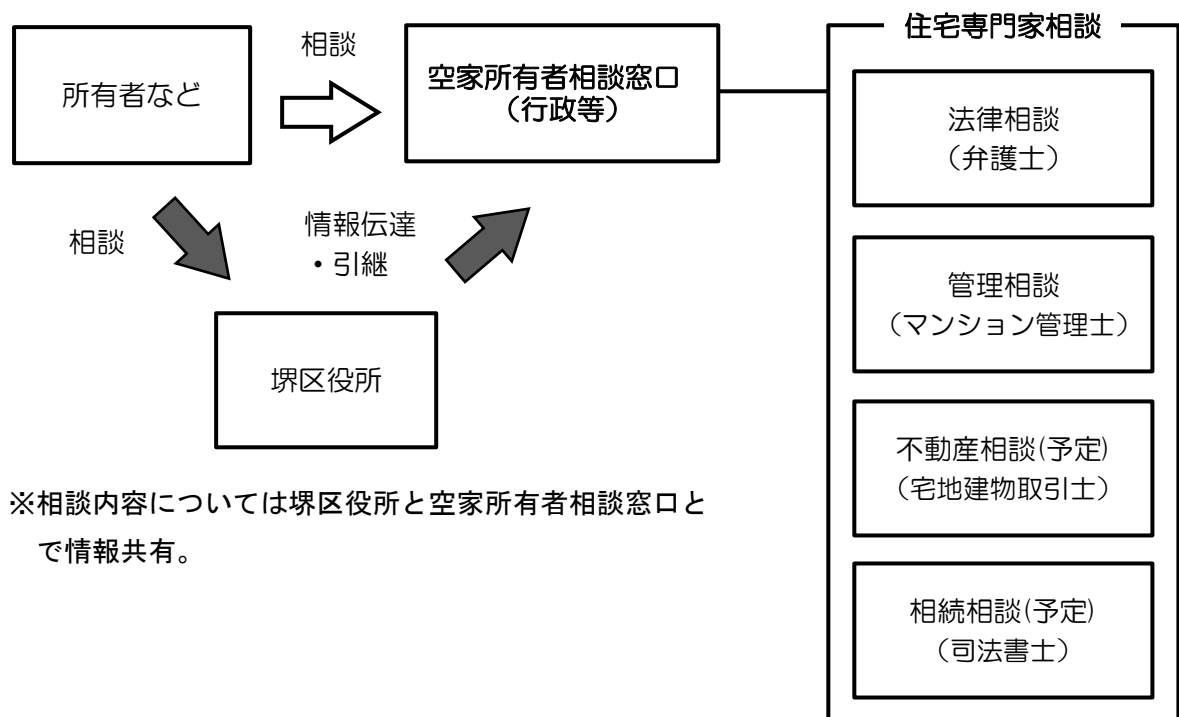


## 空家等の活用に向けた相談窓口・マッチング組織について

### ■ 活用相談窓口について

空家等の所有者等からの相談について、「空家所有者相談窓口（平成 29 年度設置予定）」にて、建築や不動産、法律などの関係者とも連携しながら空家等の適正管理や活用等に係る相談への対応を実施。

この空家所有者相談窓口を活用し、町家等の活用の相談に対応（区においても相談に受け付け、情報伝達・引継を実施）



### ■ マッチング組織について

相談窓口での相談内容から、所有者等のニーズを把握しつつ、民間主体によるマッチング組織の構築に向けた検討を実施。

【マッチング組織のイメージ】

